

陸統品のうち不用決定承認を下部委任した品目の業務処理要領について（通達）

昭和 45 年 9 月 30 日  
陸幕施第 277 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 平成 10 年 3 月 26 日陸幕施第 80 号

各方面総監  
補給統制本部長 殿

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 73）

陸統品のうち不用決定承認を下部委任した品目の業務処理要領について  
（通達）

標記について、陸幕 4 第 325 号（51. 12. 24）「不用決定承認区分について（通達）」に示された物品のうち、陸幕施第 498 号（43. 9. 19）「施設器材の不用決定業務の処理について（通達）」に示す品目の不用決定等については、同通達の修理限度基準を適用されたい。